

昭和六十三年九月三十日提出  
質問第一七号

土砂投棄に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十三年九月三十日

提出者 新村 勝雄

衆議院議長 原 健三郎 殿

## 土砂投棄に関する質問主意書

東京湾内の海中に土砂、建設廃材等が投棄されて漁業に重大な支障を与え、水質汚濁の原因ともなっている。

この件について、今年九月二日及び六日の決算委員会において指摘し、当局の答弁を求めたところであるが、その時点では実態が十分に把握されておらず、その後の現地調査と対策が約束されてきた。

よつて次の間に答えられたい。

- 一 土砂が投棄されているのは、東京湾のどこの区域か。また、その面積はどのくらいか。
- 二 投棄されている土砂の総容積はどのくらいか。
- 三 土砂の性状、そこに混入されている廃物の種類にはどんなものがあるか。

- 四 土砂は性状から判断して陸上のどこの地域から採取されたものか。
  - 五 投棄した者は判明したか。
  - 六 投棄した者が判明した場合、その者に現状回復をさせるか。
  - 七 投棄した者が判明しない場合、誰の責任において現状回復がなされるのか。
  - 八 この投棄による漁業の被害はどの程度か。
  - 九 漁業の被害補償は投棄した者が行うべきものと考えるがどうか。
  - 十 投棄した者が判明しない場合、国または地方公共団体は漁業補償を行うか。
- 右質問する。